

地域計画

| | |
|-------------------|---|
| 策定年月日 | 令和7年3月31日 |
| 更新年月日 | 令和7年7月18日 (第2回) |
| 目標年度 | 令和16年 |
| 市町村名 (市町村コード) | 石井町 36341 |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 石井町 (石井町、浦庄村、高原村、藍畑村、高川原村(内谷、尼寺、德里、利包、本条、山路、井ノ元、北石井、中央、渋市、中村、城ノ内、重松、下浦(1)、下浦(2)、上浦(1)、上浦(2)、諏訪(1)、諏訪(2)、国実、大万、関、平島、西高原、中塚、東高原、池北、桑島、中島、西覚円、東覚円、高畑西、高畑東、中須、第十、東郷、寺内、中南、城郷、箕手、池東、加茂野、市楽、桜間、森ノ下、南島、天神)) |

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | 960.3 h a |
| ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | 912.5 h a |
| ② 田の面積 | 648.0 h a |
| ③ 畑の面積（果樹、茶等を含む） | 312.3 h a |
| ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | 101.1 h a |
| ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 42.4 h a |
| (参考) 区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計 | 54.8 h a |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | 26.2 h a |
| (備考) 「区域内の農用地等面積」に含まれる遊休農地 | 21.7 h a |

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

石井町地域計画の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）約960ha、地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）約280人で耕作面積約320ha。比較的小規模経営で高齢の担い手も多い。地域農業の課題として、担い手を含めた農業者の高齢化や後継者不足、不作付地の増加が挙げられる。令和5年度石井町農業委員会実施のアンケート結果に基づく集計では、80歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積の方が多くなっている。しかし、未回答の後継者が不在の農業者も多数いることが想定される。そのため、後継者不足に備えて、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

石井町は、吉野川からもたらされた肥沃な農地が広がり飯尾川を境にして南の水田地帯で、北は畑地と排水のよい水田があり、ほうれん草・ブロッコリー・スイートコーン等を中心とした露地野菜、水稲、畜産（酪農、和牛繁殖）が盛んである。そのため、水稲、露地野菜、飼料作物を主力作物とする。生産体系として、水稲＋野菜又は水稲＋飼料作物の2毛作、及び野菜又は飼料作物の2期作を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

| | | | |
|---|--------|-------------|--------|
| (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 | | | |
| 農地の貸付け等の意向把握と農地中間管理機構の活用 農業委員会や農地利用最適化推進委員等により農地の貸付け等の意向を確認し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。（No.33・No.69・No.84の経営体に重点的に集積） | | | |
| (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 | | | |
| 現状の集積率 | 16.3 % | 将来の目標とする集積率 | 20.0 % |
| (3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標 | | | |
| 担い手が利用する農地の団地数及び面積は、5箇所、平均86a(令和6年度時点)。現状は、圃場が分散しており、団地数・面積共に少ないため、団地数及び面積の拡大を進める(令和16年度時点)。 | | | |

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|--------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|-------------|
| (1) 農用地の集積、集団化の取組 | | | | | | | | | |
| 現在の担い手である目標地図に位置付ける約280の経営体へ集積する他、認定新規就農者を育成することにより対応していく。農地の集積を進める経営体に対しては、補助事業を活用して機械の導入等を支援する。 | | | | | | | | | |
| (2) 農地中間管理機構の活用方法 | | | | | | | | | |
| 農業委員会や農地利用最適化推進委員等により農地の貸付け等の意向を確認し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 | | | | | | | | | |
| (3) 基盤整備事業への取組 | | | | | | | | | |
| 特に無。 | | | | | | | | | |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組 | | | | | | | | | |
| 新規就農者を担い手として育成していくため、県及び徳島県JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、町がブランド化を目指す藤やさい（紫野菜）の生産を推進し、高収益化に向けて取り組む。 | | | | | | | | | |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 | | | | | | | | | |
| 徳島県農業協同組合でのほうれん草の播種及びブロッコリーの定植の委託を活用する。 | | | | | | | | | |
| 以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください） | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 畜農型太陽光 |
| 【選択した上記の取組内容】 | | | | | | | | | |

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

| | | | |
|-------------|--|---------------|--|
| 農用地所有者等数（人） | | うち計画同意者数（人・％） | |
|-------------|--|---------------|--|

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場